

第57回 静岡県公衆衛生研究会 優秀演題ホームページ掲載要旨

分科会名	第 1 分科会	演題番号	1 1 3
題名	新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来の役割 (富士保健所2-9月の実績から)		
所属	富士健康福祉センター		
氏名	○田中 安希子、加藤 由佳、医療健康課員、大竹 いづみ、鉄 治		
要旨 (簡潔に)	<p>令和2年2月、新型コロナウイルス感染症は指定感染症となり、同感染症を強く疑う患者は、各保健所に設置する相談センター(帰国者・接触者相談センター)で振り分けられ、専用の外来(帰国者・接触者外来)で検査・診察が行われる体制となった。以降、制度設計の改正が厚生労働省を中心に度々行われ、相談及び検査体制は順次拡充された。本稿では、国の制度変更が富士保健所管内の住民サービスへどのように貢献したかを検証した。</p> <p>富士保健所では、令和2年2月中旬から9月末までに51人の新型コロナウイルス感染症陽性患者届出を受け公衆衛生上の対応をした。相談センターでの相談受理件数は11,396件、行政検査(PCR検査)件数は2,437件、帰国者・接触者外来の紹介件数は552件であった。</p> <p>相談センター設置当初はCOVID-19を疑う要件を厳密に運用し紹介件数を制御していた。5月以降、相談センターの外部委託化、制度として地域外来検査センターの設置がされ、行政検査の委託契約を締結した医療機関も徐々に増加した。検査体制の拡充前期間(2-6月)と拡充後(7-9月)期間を比較して相談日から検査までにかかった日数を比較して差がなかったことは、①相談センターを介して帰接外来に案内するシステムが設置当初から機能していた、②PCR検査機関が増加するにつれて流行拡大に伴い増大した検査需要にも対応が可能となったことを示している。限られた医療資源(帰接外来や検査対応機関)を有効に活用し、適切に行政サービスを提供していく上で、制度の改正は当所管内において有効であったと考えられる。</p>		